

地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定等について

地域密着型（介護予防）サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されています。

次の事業所については運営法人から指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	デイホーム 善庵～よしあん～	習志野市 鷺沼台 3-13-26	株式会社 ゼンコー	地域密着型 通所介護	令和6年 8月20日	

次の事業所については運営法人から廃止届出があり、廃止したものです。

〔廃止〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	廃止年月日	備考
1	リハビリデイサービス nagomi 船橋東部店	船橋市 三山 3-35-5	株式会社 アクセス	地域密着型 通所介護	令和6年 9月30日	